

平成20年5月30日

# 株 主 各 位

埼玉県狭山市柏原393番地

## 八千代工業株式会社

代表取締役社長 白石基厚

### 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月20日（金曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成20年6月23日（月曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 4階 桜  
（会場は末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項 (1) 第55期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第55期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件           |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件           |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件         |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件          |
| 第5号議案 | 第55期役員賞与支給の件       |
| 第6号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第7号議案 | 取締役の報酬額改定の件        |
| 第8号議案 | 監査役の報酬額改定の件        |

以 上

◎ご案内 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yachiyo-ind.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、第55期の業績、今後の事業展開及び企業体質の強化等を勘案いたしまして、次のとおり実施いたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第55期の期末配当金につきましては、『長期的な視点に立ち連結業績を考慮しながら、配当を実施する』という当社の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、360,206,985円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月24日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別 途 積 立 金 4,200,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,200,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社が平成20年8月に創立55周年を迎えるにあたり、一貫した企業イメージを社内外に広く訴求していくことを目的に実施いたしましたロゴマークの改定に伴い、商号の英文表記の一部を変更するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 経営の監督機能と執行機能の分離、取締役会の機動性向上及び経営の意思決定の迅速化を狙いとした執行役員制度の導入に伴い、取締役の員数を20名以内から12名以内に変更するものであります。
- (4) 監査役の役割が更に重要性を増している中、監査体制の一層の強化、充実を図るために、監査役の員数を4名以内から5名以内に変更するものであります。
- (5) 現行定款上の各規定について条文の一部表現の変更、字句の追加、修正及び削除等の見直しを行い、統一的合理的に整理するものであります。

## 2. 変更の内容

現行定款の一部を次のとおり変更しようとするものであります。現行定款第1条（商号）、第2条（目的）、第4条（機関）、第5条（公告の方法）、第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）、第11条（株式取扱規則）、第12条（株主名簿管理人）、第13条（基準日）、第14条（招集）、第15条（議長）、第16条（決議）、第17条（議決権の代理行使）、第18条（議事録）、第19条（員数）、第20条（選任）、第21条（任期）、第22条（代表取締役および役付取締役）、第23条（取締役会）、第24条（取締役会招集の通知）、第25条（取締役の報酬等）、第26条（員数）、第27条（選任）、第28条（任期）、第30条（監査役会）、第31条（監査役会招集の通知）、第32条（監査役の報酬等）、第34条（期末配当金）及び第35条（中間配当）の規定について所要の変更を行うものであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（商号） 第1条 当社は、八千代工業株式会社と称し、英文では、<u>YACHIYO INDUSTRY CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>自動車および自動車部品の製造、販売および修理</u></p> <p>(2) 娯楽教育用の車輛、舟艇、その他乗物の製造<u>および販売</u></p> <p>(3) 金属製品<u>および樹脂製品の製造および表面処理加工</u></p> <p>(4) 前各号に関連する技術の供与<u>および前各号に関連する装置、部品、用品の製造および販売</u></p> <p>(5) 倉庫業<u>および不動産の賃貸</u></p> <p>(6) 前各号に関連する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（商号） 第1条 当社は、八千代工業株式会社と称し、英文では、<u>Yachiyo Industry Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 自動車<u>及び</u>自動車部品の製造、販売<u>及び</u>修理</p> <p>(2) 娯楽教育用の車輛、舟艇、その他乗物の製造<u>及び</u>販売</p> <p>(3) 金属製品<u>及び</u>樹脂製品の製造<u>及び</u>表面処理加工</p> <p>(4) 前各号に関連する技術の供与<u>及び</u>前各号に関連する装置、部品、用品の製造<u>及び</u>販売</p> <p>(5) 倉庫業<u>及び</u>不動産の賃貸</p> <p>(6) 前各号に関連する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (条文の記載省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文の記載省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第10条 (条文の記載省略) (株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり) (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第10条 (現行どおり) (株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文の記載省略)</p> <p>② 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）、新株予約権原簿<u>および株券喪失登録簿の作成ならびに</u>これらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿<u>および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記載<u>または記録</u>された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主<u>または登録株式質権者</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (条文の記載省略)</p> <p>② 前項のほか必要のある場合は、<u>いつでも</u>株主総会を招集する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）、新株予約権原簿<u>及び株券喪失登録簿の作成並びに</u>これらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿<u>及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記載<u>又は記録</u>された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載<u>又は記録</u>された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主<u>又は登録株式質権者</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>② 前項のほか必要のある場合は、<u>臨時株主総会</u>を招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会決議によって、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>④ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたが<del>い</del><u>い</u>、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたが<del>い</del><u>い</u>、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② (条文の記載省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>	<p>③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>④ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に<u>従</u><del>い</del><u>い</u>、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役会においてあらかじめ定めたところに従い、取締役会長又は取締役社長がこれにあたる。取締役会長及び取締役社長とともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に<u>従</u><del>い</del><u>い</u>、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(決議)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主<u>又は</u>その法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主<u>又は</u>代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領<u>およびその結果ならびに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載<u>または</u>記録し、当社の本店に10年間備え置く。</p> <p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 (条文の記載省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 (条文の記載省略)</p> <p>(代表取締役<u>および</u>役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名<u>ならびに</u>取締役副社長、専務取締役<u>および</u>常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会に関しては、法令<u>または</u>定款に<u>別段の定めがある場合を除く</u>ほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領<u>及びその結果並びに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載<u>又は</u>記録し、当社の本店に10年間備え置く。</p> <p>第4章 取締役<u>及び</u>取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役<u>及び</u>役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定することができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名<u>並びに</u>取締役副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会に関しては、法令<u>又は</u>定款に定めがある場合の<u>ほか</u>、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面<u>または電磁的記録により同意の意思表示</u>を行い、監査役が当該提案につき異議を述べないときは、当該提案を承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（取締役会招集の通知）</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。<u>ただし</u>、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>（員数）</p> <p>第26条 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>（選任）</p> <p>第27条 （条文の記載省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第28条 （条文の記載省略）</p> <p>第29条 （条文の記載省略）</p>	<p>② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面<u>又は電磁的記録により同意の意思表示</u>を行い、監査役が当該提案につき異議を述べないときは、当該提案を承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（取締役会招集の通知）</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役<u>及び</u>各監査役に対し発するものとする。<u>但し</u>、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役<u>及び</u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役<u>及び</u>監査役会</p> <p>（監査役の員数）</p> <p>第26条 当会社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>（監査役の選任）</p> <p>第27条 （現行どおり）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第28条 （現行どおり）</p> <p>第29条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会)</p> <p>第30条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、監査役会において定める監査役会規則による。<u>ただし</u>、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(監査役会招集の通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発するものとする。<u>ただし</u>、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② (条文の記載省略)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条 (条文の記載省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第34条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第36条 (条文の記載省略)</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第30条 監査役会に関しては、法令又は定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。<u>但し</u>、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(監査役会招集の通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発するものとする。<u>但し</u>、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第34条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

以 上

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員19名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役10名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況		所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	おお たけ しげる 大竹 茂 (昭和23年 3月29日生)	昭和41年10月 昭和58年6月 昭和62年6月 平成3年6月 平成9年6月 平成10年6月 平成12年6月 平成19年6月	当社入社 同 取締役 同 常務取締役 同 専務取締役 同 代表取締役(現任) 同 取締役副社長 同 取締役社長 同 取締役会長(現任)	194,400株	なし
2	しら いし もと あつ 白石 基厚 (昭和21年 10月14日生)	昭和44年4月 平成6年6月 平成12年6月 平成17年4月 平成19年6月 平成19年6月	本田技研工業(株)入社 同 取締役 同 代表取締役専務取締役 (株)本田技術研究所代表取締役社長 当社代表取締役(現任) 同 取締役社長(現任)	3,500株	(注)1 記載
3	もり ぐち せい いち 森口 清一 (昭和24年 11月29日生)	昭和52年1月 平成12年4月 平成12年6月 平成16年6月 平成16年6月	本田技研工業(株)入社 同 事業管理本部経理部長 同 取締役 当社代表取締役(現任) 同 取締役副社長(現任)	8,600株	なし
4	さ がわ かず お 佐川 一男 (昭和24年 9月1日生)	昭和43年4月 平成15年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成18年6月	本田技研工業(株)入社 同 生産本部埼玉製作所長 同 取締役 同 執行役員 当社代表取締役(現任) 同 取締役副社長(現任)	6,500株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
5	くぼた ひろし 久保田 博 (昭和23年 10月25日生)	昭和57年6月 当社入社 平成9年2月 同 管理本部製品企画室長 平成10年6月 同 取締役 平成10年6月 同 営業本部長 平成12年6月 同 部品事業本部営業本部長 平成16年2月 同 開発本部営業部長 平成16年6月 同 常務取締役(現任) 平成17年6月 同 営業担当 平成18年4月 同 開発本部営業部長 平成20年4月 同 事業企画室長(現任)	11,400株	なし
6	やま だ とし お 山田 敏 雄 (昭和26年 5月8日生)	昭和47年4月 本田技研工業(株)入社 平成11年6月 ホンダ イタリア インダストリアーレ・エス・ピー・エー工場長 平成16年4月 当社入社 平成16年6月 同 取締役 平成16年6月 同 生産副本部長 平成16年6月 同 海外担当 平成17年4月 ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド取締役社長 平成17年11月 ヤチヨ オブ アメリカ インコーポレーテッド取締役社長 平成18年6月 当社常務取締役(現任) 平成19年4月 同 生産本部部品事業部長 平成19年6月 同 海外生産・PFTグローバル推進担当	4,500株	なし

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
7	まつもと ひろし 松本 寛 (昭和25年 3月20日生)	昭和47年9月 本田技研工業(株)入社 平成14年4月 アメリカン ホンダ モーター カン パニー・インコーポレーテッド副 社長 平成18年4月 当社入社 平成18年6月 同 常務取締役 (現任) 平成18年6月 同 管理本部長 平成18年6月 同 コンプライアンスオフィサー (現任) 平成20年4月 同 リスクマネジメントオフィサー (現任)	6,300株	なし
8	さかた ひで お 坂田 英男 (昭和30年 3月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年12月 エー ワイ マニュファクチュアリ ング リミテッド取締役副社長 平成15年6月 当社取締役 平成16年1月 エー ワイ マニュファクチュアリ ング リミテッド取締役社長 (現 任) 平成19年4月 ヤチヨ オブ アメリカ インコーポ レーテッド取締役社長 (現任) 平成19年6月 当社常務取締役 (現任) 平成20年4月 米州地域統括、米州地域経営会議 議長 (現任) (他の法人等の代表状況) ●エー ワイ マニュファクチュアリング リミ テッド取締役社長 ●ヤチヨ オブ アメリカ インコーポレーテッド 取締役社長	10,200株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況		所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
9	※ 並木明 (昭和28年 8月18日生)	昭和52年4月	本田技研工業(株)入社	3,000株	なし
		平成10年6月	同 鈴鹿製作所ボディー工場ボ ディー管理ブロックリーダー		
		平成13年4月	モンテッサホンダ エス エイ取締 役		
		平成14年4月	ホンダヨーロッパモーターサイク ル エス アール エル取締役		
		平成16年12月	本田技研工業(株)生産本部四輪新機 種センター完成車技術室企画戦略 ブロック生産技術主幹		
		平成20年4月	当社 部品生産部長 (現任)		
10	※ 本告次男 (昭和30年 7月26日生)	昭和49年4月	本田技研工業(株)入社	3,000株	なし
		平成13年4月	同 購買本部四輪購買企画室新機種 QDブロックリーダー		
		平成15年8月	同 生産本部四輪新機種センター 業務推進室長		
		平成19年4月	同 生産本部四輪新機種センター 所長		
		平成20年4月	当社 完成車生産部長 (現任)		

(注) 1. 取締役候補者のうち、白石基厚氏は、平成19年6月22日まで本田技研工業(株)の代表取締役専務取締役でありました。また、同氏は、平成19年3月31日まで(株)本田技術研究所の代表取締役社長でありました。当社は、本田技研工業(株)の子会社であり、(株)本田技術研究所も本田技研工業(株)の子会社であります。当社は、本田技研工業(株)との間に軽自動車受託生産及び自動車部品製造等の取引関係があります。

2. ※印は新任候補者であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

現在の監査役の員数は3名ですが、第2号議案が可決されますと監査役の員数は5名以内となります。つきましては、監査役の役割が更に重要性を増している中、監査体制の一層の強化、充実を図るために、新たに監査役2名をご選任願いたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

#### 監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況		所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	おお たけ まもる 大竹 守 (昭和28年 3月17日生)	昭和50年4月 平成11年2月 平成11年6月 平成15年5月 平成15年5月 平成17年11月 平成18年4月 平成20年2月	当社入社 ユー エス ヤチヨ インコーポレー テッド取締役社長 当社取締役(現任) ヤチヨ オブ オンタリオ マニユ ファクチュアリング インコーポ レーテッド取締役社長 ワイ エム テクノロジー インコー ポレーテッド取締役社長 当社生産本部担当 同 購買・新機種担当 同 購買部長	202,370株	なし
2	さ の まさ ひこ 佐野 正彦 (昭和21年 10月1日生)	昭和49年10月 昭和50年12月 昭和58年8月 平成3年5月 平成9年7月 平成19年6月 平成19年7月	公認会計士二次試験合格 昭和監査法人(現新日本監査法 人)入所 公認会計士三次試験合格 太田昭和監査法人(現新日本監査 法人)社員 同 代表社員 新日本監査法人退職 佐野公認会計士事務所開業登録、 現在に至る	0株	なし

(注) 1. 大竹 守氏及び佐野正彦氏は、新任候補者であります。

2. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 佐野正彦氏は、社外監査役候補者であります。

(2) 社外監査役候補者とした理由

佐野正彦氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験を持ち、その高い見識を客観的、中立的立場から当社の社外監査役として当社の監査体制に活かしていただきたいため社外監査役候補者といたしました。

## 第5号議案 第55期役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役19名に対し総額46,378,000円、当期末時の監査役3名に対し総額3,916,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

## 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役 手塚正人氏、青山利夫氏、吉田一郎氏、小松泰典氏、横井晴彦氏、西海幸男氏、桜井貞雄氏、森蘭 明氏、板井一良氏及び新谷 満氏は、本総会終結の時をもって退任されます。当社は、その功労に報いるため、当社の内規に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
て つか まさと 手 塚 正 人	平成14年6月 当社取締役 平成14年6月 同 常務取締役 平成15年6月 同 代表取締役（現任） 平成15年6月 同 専務取締役（現任）
あお やま とし お 青 山 利 夫	平成13年6月 当社取締役 平成14年6月 同 常務取締役 平成16年6月 同 代表取締役（現任） 平成16年6月 同 専務取締役（現任）
よし だ いち ろう 吉 田 一 郎	平成9年6月 当社取締役 平成14年6月 同 常務取締役（現任）
こ まつ やす のり 小 松 泰 典	平成12年6月 当社取締役（現任）
よこ い はる ひこ 横 井 晴 彦	平成12年6月 当社取締役（現任）
にし がい ゆき お 西 海 幸 男	平成14年6月 当社取締役（現任）

氏名	略歴
さくら い さだ お 桜 井 貞 雄	平成16年6月 当社監査役 平成17年6月 同 取締役（現任）
もり その あきら 森 菌 明	平成18年6月 当社取締役（現任）
いた い かず よし 板 井 一 良	平成19年6月 当社取締役（現任）
あら や みつる 新 谷 満	平成17年6月 当社取締役（現任）

### 第7号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成3年6月28日開催の第38回定時株主総会において、年額5億円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、執行役員制度の導入による取締役の減員に伴いまして、本総会第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決され、定款に定める取締役の員数が20名以内から12名以内に減員されることを条件として、取締役の報酬額を月額2,500万円以内（年額換算3億円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は19名ですが、第3号議案（取締役10名選任の件）が承認可決されますと10名になります。

### 第8号議案 監査役の報酬額改定の件

現在の監査役の報酬額は、平成6年6月30日開催の第41回定時株主総会において、年額6,000万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、監査体制の一層の強化、充実を図るための監査役の増員、経済情勢の変化等諸般の事情を勘案し、本総会第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決され、定款に定める監査役の員数が4名以内から5名以内に増員されることを条件として、監査役の報酬額を月額700万円以内（年額換算8,400万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

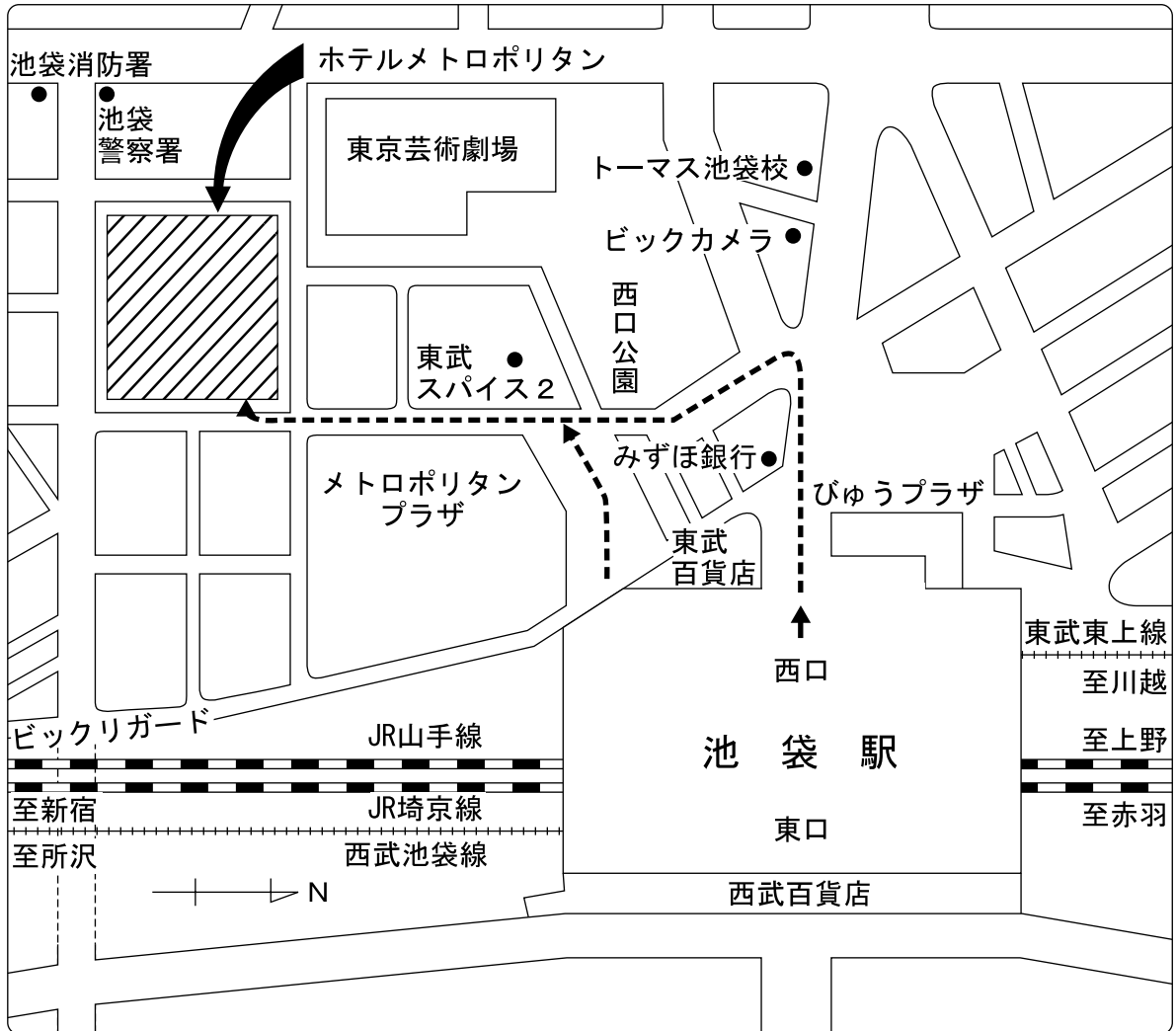
なお、現在の監査役は3名ですが、第4号議案（監査役2名選任の件）が承認可決されますと5名になります。

以上



## 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 4階 桜  
電話 03-3980-1111



### [鉄道]

JR山手線、JR埼京線、東武東上線、西武池袋線並びに地下鉄（丸ノ内線、有楽町線及び副都心線\*）池袋駅から徒歩で約3分

\*地下鉄副都心線は平成20年6月14日に開業予定です。

### [自動車]

首都高速護国寺・北池袋・東池袋ICから約7分

